

計画策定年度	平成 2 9 年度
計画主体	上野原市

上野原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

上野原市役所 経済課 農村地域づくり担当
〒409-0192

山梨県上野原市上野原3832

TEL : 0554-62-3119

FAX : 0554-62-1086

Mail : keizai@city.uenohara.lg.jp

1. 対象地域、計画期間及び対象鳥獣

対象地域	山梨県 上野原市
計画期間	平成29年度～31年度
対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、カワウ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 被害の現状

(1) 主な鳥獣による被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	野 菜 いも類	1,450 千円、521a 478 千円、115a
ニホンザル	野 菜 いも類	1,160 千円、415a 80 千円、19a
ニホンジカ	山中の樹木	新芽の被害、樹皮被害
アライグマ	野 菜	農地への出没、目撃
アナグマ	野 菜	農地への出没、目撃
カワウ	アユ、ニジマス、ヤマメ	放流する稚魚の食害
ハクビシン	野 菜	農地への出没、目撃
タヌキ	野 菜	農地への出没、目撃

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

本市でのイノシシによる被害は、ほぼ市内全域において発生している。期間としては、特に農作物の生育期や収穫期に被害が集中する。近年においては住宅地等周辺にも目撃情報が多く、住宅敷地内等にて掘り返しなど生活環境への被害が発生している。

【ニホンザル】

本市でのニホンザルによる被害は、シカ同様に住宅地から離れた林間部や人家周辺においても発生している。とくに、東京都の南秋川地域個体群（K 1， K 3 群）が本市に行動域を移しており、桐原地区、西原地区や奈須部地区周辺で被害や目撃情報がある。

【ニホンジカ】

本市でのニホンジカによる被害は、林間部において発生している。山の中の樹木の新芽や木の皮が食害を受けるなど被害があり、近年増加傾向にある。期間としては、通年であるが餌の少なくなる冬期になると人家周辺など生活圏内においても目撃されることがある。

【アライグマ】

本市でのアライグマによる被害は、中央自動車道に沿った地域で多く発生しており、農地での目撃や住宅侵入等も発生しており、農作物や生活環境の被害の増加が懸念される。

【カワウ】

本市でのカワウの被害は、桂川一円で発生している。飛来数については、毎月 1 回実施している飛来調査で 1 0 0 羽前後となっており、アユ・ニジマス・ヤマメ等を捕食し、場所により魚族の絶滅が危惧される状態である。3 月 1 日のヤマメ解禁や 4 月中旬の鮎稚魚の放流など漁業組合運営上深刻な問題になっている。

【アナグマ】

本市でのアナグマによる被害は、もっとも多く市全域で農作物への被害が頻繁に発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

【ハクビシン】

本市でのハクビシンによる被害は、市全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

【タヌキ】

本市でのタヌキによる被害は、市全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害軽減目標

鳥獣名	現状値（２７年度）	目標値（３１年度）
イノシシ	636a（1,928 千円）	500a（1,515 千円）
ニホンザル	434a（1,124 千円）	350a（906 千円）
合計	1,070a（3,052 千円）	850a（2,421 千円）
ニホンジカ	—	捕獲に努め被害を最小限に抑える
アライグマ	—	捕獲に努め被害を最小限に抑える
アナグマ	—	農地への出没、目撃
カワウ	—	放流する稚魚の食害
ハクビシン	—	農地への出没、目撃
タヌキ	—	農地への出没、目撃

（注） 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣の捕獲許可 農作物等に被害が発生した場合は、有害鳥獣捕獲を猟友会に委託し、加害鳥獣個体の捕獲を行っている。 カワウについても、有害鳥獣捕獲を桂川漁協が猟友会に委託し、銃器捕獲や一斉追払い等を実施している。	猟友会の会員の高齢化や新規の若年層が極端に少ないことで有害鳥獣捕獲従事者の減少や行動範囲の縮小が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	・個人への電気柵購入費補助 電気柵を購入した一定の条件を満たす個人やグループに対し市による購入費の助成を行う。	財政事情が厳しいため一定の条件を満たさない農家には補助ができない。 農業従事者の高齢化に伴い設置した電気柵の維持管理が徹底されない。

（注） 1 計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

補助事業等で導入した防護柵等については地元住民と協力し維持管理を徹底し、効果的に農作物の鳥獣防除を行う。

上野原市鳥獣被害対策実施隊により個体数調整のための管理捕獲を実施し、平成29年度以降についても、県特定鳥獣保護管理計画等を踏まえ実施していく。

【イノシシ・シカ】

畑地への進入経路となる耕作放棄地、未手入森林等を整備し、緩衝帯として活用する。

【ニホンザル】

個体群の調査・捕獲を実施している神奈川県側と連携を密に取り合い、詳細のデータを収集し生息域や個体群を把握する。

【アライグマ】

山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、目撃情報や被害状況を把握し、農作物被害、生活環境被害を防止するため、地元住民と協力し箱わなによる捕獲を実施する。

【カワウ】

桂川漁業協同組合と連携し、実施隊の協力のもと、飛来数の継続的な定期調査、追払い、捕獲等を実施する。

【アナグマ】

地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。

【ハクビシン】

地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。

【タヌキ】

地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

「上野原市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市内における鳥獣の被害防止・捕獲等に関する取組を推進する。隊員は、①上野原市の職員のうちから市長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有しているもののうちから、対象鳥獣捕獲員を市長が指名または任命する。ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルは特定鳥獣保護管理計画及び実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整し鳥獣保護法第9条第1項に規定する「特定鳥獣の数の調整の目的」で捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲等に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
29年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・ 狩猟免許取得者の拡大を図る。(広報掲載等) ・ 新規狩猟免許取得者かつ、上野原市長中被害対策実施対加入を希望するものの、狩猟免許取得のための費用の免除。 ・ 箱罠を被害箇所を設置し捕獲を実施していく
30年度	アライグマ カワウ	

31年度	アナグマ ハクビシン タヌキ	
------	----------------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
【イノシシ】 市内全域での生息及び被害が報告されており、ここ数年被害が増加している傾向にある。耕作地周辺に出没する個体数を極小化することを目的に、過去の特管理捕獲の実績(H26:156、H27:183、H28:200)をもとに設定した。 【ニホンジカ】 近年、全県的な個体数の増加に伴い、本市においても捕獲頭数の増加が確認された。(H26:142頭、H27:243頭、H28:180頭) これを踏まえ、個体数の調整を目的として数値の設定を行った。 【ニホンザル】 K1群については相模原市と連携し、群れが分裂しないように個体数調整を実施する。K3群については、加害レベル3以上(県特定鳥獣保護管理計画による)の加害個体について相模原市と情報を交換しながら捕獲する。西原地区の群れについては、加害レベル3以上(県特定鳥獣保護管理計画による)の個体について捕獲する。 【アライグマ】 目撃情報や被害情報は中央自動車道に沿った地域で発生しているため、地域住民や一般の捕獲従事者と連携を図り、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、当市の野外からの完全排除を目的とする。 【カワウ】 毎月1回実施している調査で100羽前後の飛来が確認されていることを勘案し、設定した。 【アナグマ】 本市でのアナグマによる被害は、もっとも多く市全域で農作物への被害が頻繁に発生しており、今後も被害の増加が懸念される。 【ハクビシン】 本市でのハクビシンによる被害は、市全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念される。 【タヌキ】 本市でのタヌキによる被害は、市全域で農作物への被害が発生しており、今後も被害の増加が懸念される。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

捕獲計画数等

対象鳥獣	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲
イノシシ	50	200	50	200	50	200
ニホンジカ	50	200	50	200	50	200
ニホンザル	—	50	—	50	—	50
アライグマ	15	—	15	—	15	—

カワウ	1 0 0	—	1 0 0	—	1 0 0	—
アナグマ	3 0	—	3 0	—	3 0	—
ハクビシン	2 0	—	2 0	—	2 0	—
タヌキ	2 0	—	2 0	—	2 0	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
捕獲については、上野原市鳥獣被害対策実施隊の銃器による捕獲を実施する。その際、特定猟具使用禁止区域内で実施する必要がある場合、事故防止のための防災放送や標識の設置等住民への周知を徹底したうえで実施する。なお、アライグマについては、山梨県アライグマ防除実施計画により、捕獲従事者養成研修会の受講者も捕獲できることとなっているが、事故防止等については、同様の対策を講じることとする。 実施時期については、個体数調整のための管理捕獲として平成30年度まで通年で実施し、平成31年度は、更新が見込まれる県特定鳥獣保護管理計画等を踏まえ検討する。 【ニホンジカ】 個体数調整の効果を高めるためメスジカを中心に捕獲する。 【イノシシ】 市内全域の耕作地周辺での捕獲を中心に行う。 【ニホンザル】 群れが確認できている地区（用竹、小伏・井戸・奈須部・西原地区）の耕作地周辺において神奈川県側と連携を取り合い、オスやコドモを中心に捕獲するなど群れの分裂を防ぎつつ被害を減少させるよう効果的に捕獲する。 【アライグマ】 被害・目撃情報が最も多い中央自動車道に沿った地域で重点的に捕獲する。 【カワウ】 猟友会の協力により銃器による捕獲を効果的に実施する。 【アナグマ】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。 【ハクビシン】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。 【タヌキ】 地域住民と協力し箱わなによる捕獲を実施し被害の軽減を図る。	

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣
桂川流域	カワウ
市内全域	ハクビシン・アナグマ・タヌキ・アライグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	農山漁村地域整備交付金（効果促進事業）及び鳥獣被害緊急総合対策事業により、延長：27,535mの電気柵を整備する。		

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
29年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ カワウ アナグマ ハクビシン タヌキ	- 事業等で導入した防護柵は、地域住民と連携・協力し定期的な除草や柵の点検補修などの維持管理を徹底する。 - 個人で導入した電気柵については、維持管理の徹底を促し必要に応じて効果的な設置方法など防除の仕方を指導する。 - 人工林の間伐促進や、広葉樹の植栽等、森林の環境整備の推進に向けた取組を強化していく。 - サルについては、エアガンを利用して追い払いを行う。 - 被害地域において自治体単位での学習会を実施し、住民の自主的な放任果樹対策やエアガン等での追い払いを実施する体制整備を進めていく。 - カワウについて、現状では市内に繁殖地はないため、ロケット花火による追い払い、かかしや防鳥テープの設置による被害防除を実施する。なお、定期的なパトロールをとおして、繁殖地の早期発見に努め、発見した場合は早期に除去し繁殖抑制を図る。
30年度		
31年度		

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上野原市鳥獣被害対策実施隊	・ 鳥獣の被害防止・捕獲などに関すること
上野原市役所建設経済部経済課	・ 鳥獣の被害防止・緊急時の際の現地調査
東部猟友会上野原支部	・ 緊急時の際の現地調査・鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある

る場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

上野原市役所経済課農村地域づくり担当 ↓ 上野原市鳥獣被害対策実施隊
--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項（平成22年度設置）

被害防止対策協議会の名称	上野原市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
上野原市役所経済課	・計画全体の総括 ・被害状況等の取りまとめ ・協議会事務局
上野原市農業委員会	・農家からの意見集約
東部猟友会上野原支部	・有害捕獲の従事者 ・生息情報等の情報提供 ・捕獲に関する助言を行う。
J Aクレイン	・農作物の被害に関する情報提供
桂川漁業協同組合	・漁業の被害に関する情報提供
農業技術指導員	・被害防止のための技術的助言
鳥獣害防止技術指導員	・被害防止のための技術的助言
新鮮野菜生産者の会	・農作物の被害に関する情報提供
北都留森林組合	・林業分野に関する情報提供
南都留森林組合	・林業分野に関する情報提供
富士・東部農務事務所	・農業分野における技術的助言
富士・東部林務環境事務所	・林業分野における技術的助言
上野原市鳥獣被害対策実施隊	・鳥獣の被害防止・捕獲などに関すること

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
山梨県富士山科学研究所	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。
山梨県総合農業技術センター	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。
相模原市緑区藤野経済観光課	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。
神奈川県鳥獣被害防除対策専門員	オブザーバー。有害鳥獣関連の情報提供。

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添

付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に「上野原市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市内における鳥獣の被害防止・捕獲等に関する取組を推進している。隊員は、①上野原市の職員のうちから市長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有しているもののうちから、対象鳥獣捕獲員を市長が指名または任命する。

実施隊員の人数は現時点で114名(平成29年3月末時点)おり、被害がの連絡を受けた地域へ活動日に向かい、対象動鳥獣の捕獲を行う。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、適切に処理(焼却・埋却等)する。

アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキについては、焼却処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用その有効な利用に関する事項

食品としての利用は現時点では検討をしていない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。